

議案第 27 号

日出町国民健康保険高額療養費貸付基金の設置及び管理に関する
条例の廃止について

日出町国民健康保険高額療養費貸付基金の設置及び管理に関する条例を廃止
する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 28 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町国民健康保険高額療養費貸付基金の設置及び管理に関する
条例を廃止する条例

日出町国民健康保険高額療養費貸付基金の設置及び管理に関する条例（昭和
56 年日出町条例第 1 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

日出町国民健康保険高額療養費貸付規則の廃止に伴い、条例を廃止したいの
で提出する。